

〈参考文献：廃棄物〉

排出事業者のための『**廃棄物処理法完全ガイド 2007年版**』（2006. 12. 18）

監修：佐藤 泉、編者：日経エコロジー、発行：日経 BP 社

（簡単に要約）

第 1 章：廃棄物処理法の読み方・・・佐藤 泉

【第 1 条】法律の目的：「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」

1970 年に廃棄物処理の適正処理による生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に成立。一般廃棄物は清掃法の流れをくみ、産業廃棄物は全く新しいルールを作った。それは「排出者責任」「廃棄物処理事業者への委託」「行政による監督」という役割分担であった。しかし、処理技術に不備があった。

91 年に抜本的改革がスタート。適正処理に「廃棄物の排出抑制、分別、再生」を加えた。その後、97、2000、2003、2004、2005、2006 年と法改正が続く。

【第 2 条】廃棄物の定義：①「この法律において〈廃棄物〉とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形又は液状のものをいう。（放射性物質は除く）」

定義は難しく、いまだに混乱している。総合判断説と環境省通達（逆有償のケース）、「おから」「木くず」が、廃棄物かどうかの判例で混乱が続く。

【第 2 条 ②】廃棄物の区分：この法律において「**一般廃棄物**」とは、産業廃棄物以外の廃棄物を言う。

③；「**特別管理一般廃棄物**」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性的のあるものを言う。

④；「**産業廃棄物**」とは、廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの（**20 種類**）をいう。

⑤；「**特別管理産業廃棄物**」とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性的のあるものを言う。

* 〈産業廃棄物に該当する 20 種類〉

1；燃え殻、2；汚泥、3；廃油、4；廃酸、5；廃アルカリ、6；廃プラスチック類、7；ゴムくず、8；金属くず、9；ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、10；鋳さい、11；がれき類、12；ばいじん（以上：すべての業種に共通）、13；紙くず、14；木くず、15；繊維くず、16；動植物性残

さ、17；動物系固形不要物、18；動物のふん尿、19；動物の死体、20；政令第13号廃棄物（1～19に該当しないもの、コンクリート固形化物）
（以上：特定の業種によるもの）

時代の要請で区分はかわる。91年の法改正で「特別管理（一般・産廃）廃棄物」という新しい分類がうまれた。処理業の許可がいない「専ら物（もっぱらぶつ）」と呼ばれる区分もある。（古紙、あき瓶、くず鉄、古繊維）。パソコン等同種類の物が一廃や産廃になり、行き場の無い木製パレット等、矛盾も抱えている。

【第2条の3】（国民の責務）

【第3条】（事業者の責務） **環境配慮設計・拡大生産者責任**について：廃棄物処理法は、適正処理の推進、不法投棄対策のためにつくられた法律。しかし、環型社会形成のために、事業者は製品の設計から、製造、使用、廃棄、処理までのすべての段階で、環境負荷を低減する責務を負っている。

処理困難物にならないよう事業者に求めているが、この自己評価のガイドラインは1987年以降改正されておらず、機能していない。廃棄物処理法を製品段階に適用させることに、無理がある。第3条では、**環境配慮設計**や**拡大生産者責任（EPR）**の言葉はない。環境配慮設計は環境省だけでは取り組めない。廃棄物処理法以外の各種リサイクル処理法、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法等省庁間の連帯が必要になる。

拡大生産者責任（EPR）の考え方を導入して、自治体での処理困難物は、製造業者が販売ルートを利用して引き取る等業界全体の取り組みが必要になる。（廃タイヤ、廃スプリングマット、家庭用ガスボンベ、家庭用医療機器、大型楽器等）

排出者と製造者の責任を調和し、規制と自主的な取り組みのベストミックスを目指して取り組んでいくべきだ。

【第4条】（国及び地方公共団体の責務）一般廃棄物に対して・・・

*第6条の3は、自治体での処理困難物に対する、事業者の協力を求めている。

【第12条】 **自ら処理と委託基準**：産業廃棄物の処理において、「排出事業者」の責任を理解するために最も重要な条文。誰が排出者かわかりにくいことが多い。たとえば、建物の解体。（現実の支配、管理権を中心に判断することに

なった。)

12条は第1項に「自ら処理」、2項は「保管基準」、3～5項は「委託基準」、6項は「処理責任者」、7～9項は多量排出事業者に関する規定を定めている。

排出事業者は、自ら処理する以外に、運搬、処分を委託契約することができ、信頼できる処理業者と委託契約を結ぶ必要がある。「マネジメントシステムの確立」も大事になる。①事業計画における廃棄物の予測、②保管、処理、委託方法、③処理コストを見積もった上で予算確保、④排出現場向けマニュアルの確立や教育等。再委託の禁止。

【第12条の3】 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：排出事業者は産業廃棄物の処理状況を伝達するマニフェストの確実な受け渡しをしなければならない。それには廃棄物処理業者との信頼関係が不可欠であり、委託基準と密接に結びついている。

マニフェストの伝票は「A」「B1」「B2」「C1」「C2」「D」「E」の7枚つづりで排出事業者はA票を控えとして保管。B票（収集運搬）、D票（中間処理）、E票（最終処分）は、委託した業者から返送後、確認して保管する。C票は、収集運搬業者（B1票、C2票）、中間処理業者（C1票）、最終処分業者（C1票）が確認して保管する。現実に即したマニフェスト制度の確立が必要。廃棄物を追跡して適正処理を目指すのが不法投棄防止には限界がある。

2000年の改正で排出事業者の確認範囲が中間処理から最終処分終了時までまでに拡大した。

【第14条】 産業廃棄物処理業の許可：産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合は、「産業廃棄物処理業の許可」を持った者に委託しなければならない。許可は「収集運搬業」と「処分業」に大別される。

「収集運搬業」の場合、積み込みと荷降ろしの両地域の許可が必要である。また、中継地点での「積み替え保管」が認められることがある。「処分業」は、「中間処理」と「最終処分」に分かれる。

許可は、専門知識を持った者と適正な施設を持つだけでなく、欠格要件に該当しないことが必須条件。役員が犯罪で許可が取り消される。優良業者の育成も大事。

【第15条】 産業廃棄物処理施設の許可：処理施設設置は都道府県知事の許可が必要になる場合がある。一定規模以上の最終処分場、焼却処理施設、廃プラスチック類破碎施設、汚泥脱水処理施設等が対象。施設設置の許可は処理する廃棄物の種類が限定されている。特に最終処分施設（焼却処理施設）

は、迷惑施設として地域住民の反対が多く、反対運動が各地で起こっている。

1997年以降、生活環境影響調査（ミニアセス実施）が義務付けられたが、最終処分場は97年の改正で、ミニ処分場も許可制になり、埋め立て終了後の処分場の監視や跡地利用の適正化も重要になってくる。

焼却施設に関してはダイオキシン対策によって、排ガス基準に合わない古い施設の廃止が続き、最近では高性能大型焼却炉が主流になっている。今後は、リサイクル（リサイクルに名を借りた不正処理）、熱利用も大切になってくる。また、処理施設の適正配置も考える必要がある。

【第15条の4の2、4の3】規制緩和：リサイクルを促進するためには、動脈物流との連携を図る必要があり、規制緩和が必要。3つの認定制度で緩和。

①再生利用認定制度：廃ゴムタイヤ、建設汚泥、廃プラスチック等は、環境省が認定すれば廃棄物関係の許可が不要になる。

②広域認定制度：パソコン、石膏ボード、蛍光灯等は、許可を得れば運搬、処理業の許可は不要になる。

③再生利用指定制度：都道府県知事の指定により、運搬と処分業の許可が不要になる。他に一廃と産廃の「合わせ産廃」の処理届等の規制緩和がある。

【第18条、19条】報告徴収・立入調査：廃棄物が適正に処理されていない可能性がある場合、行政は事実関係を確認するために、報告徴収、立入検査をする権限が与えられている。この権限の根拠が、この条文である。

不法投棄や不適切処理に対して、排出事業者、処理業者、無許可業者に報告を求めることができる。廃棄物を有価物と称して、報告に応じないケースに関して、2003年の法改正で「廃棄物の疑いのあるもの」に報告の対象が拡大された。2000年に罰則が強化され、「注意義務違反」という考え方が導入され、相場よりも安い委託をしていた排出事業者措置命令が出せるようになった。「行政処分の指針について」では、

①法律に基づく報告徴収や立入検査を積極的に活用して事実認定を行い、許可の取り消しや事業停止等の行政処分を敏速に実施する。

②犯罪行為については捜査機関と連帯を取る。等を自治体に求めている。

従来は任意による報告であったが、「**市民が通報しても行政の対応が遅い**」という指摘が多かったため、報告徴収・立入検査は行政処分や措置命令を視野に入れた位置付けになっている。

報告内容は、排出量、処理量、保管料、処理料金、事件にかかわった経緯なども含まれる。添付資料は委託契約書、マイフェストなど。

立入検査は、定期的なものと通報がある等、特別の事情があるものがある。

自治体は、不適正な処理、保管（含、帳簿書類）を監視するとともに、施設の構造や維持管理状態を点検する。

【第19条の5】措置命令：廃棄物が不法投棄された場合、これを放置すると、地下水汚染等二次災害が心配される。また、同じ場所に不法投棄が繰り返される。そこで、「生活環境に著しい影響を与える恐れがある場合」、措置命令が出せる。制度は1976年に作られたが、度々改正され、対象者が拡大され、今日に至っている。運搬や中間処理業者、排出事業者の委託基準違反、マニフェスト関連違反も対象になる。

措置命令を出す場合は、まず18条の報告徴収、次いで19条の立入調査によって証拠を集め、行政手続法による聴聞の機会を与える。その後、措置命令が行われ、従わない場合、行政代執行（第19条の8）へと進む。

大型の不法投棄事件では、許可の取り消しや措置命令を出すと、実行犯の処理業者は倒産してしまい、行政の費用で撤去せざるを得ないケースがある。そこで、資金面で国が自治体を支援する制度が2004年に法律に盛り込まれた。「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が2003年制定され、資金面で支援することになったが、豊島、青森・岩手県境以後も岐阜県や三重県等でも大型の不法投棄が見つかっており（滋賀県の栗東RDや和邇中地先等はこれから）、根絶にはほど遠い。

【第25条】罰則：法改正の度に罰則は強化され、環境犯罪の中では最も重い罰則になっている。検挙数では一般廃棄物の方が多いが、産業廃棄物の方は大型で組織的不法投棄が多い。違反取り締まりは、行政が行う場合と警察が取り締まる場合がある。

排出事業者個人は、無許可業者への委託や不法焼却等で「5年以下の懲役若しくは、1000万円以下の罰金、又はこの併刑」、法人は「1億円→2010年からは3億円」の罰金。

処理業者に対する罰則では、無許可営業や許可の不正取得がある。また、マイフェスト回付義務違反、欠格要件該当届け出違反の取り締まりも罰則強化されてきた。

罰則だけでは犯罪は減らない。違反は経済犯罪で本来負担すべき費用を惜しんで不法投棄や不適切処理を行うもので、儲かる仕組みをなくすることが大切。

【まとめ】排出事業者の新たな課題：廃棄物処理法は適正処理の確保の観点から、廃棄物の運搬や処理、埋立て等を規制している。しかし、事業者は廃

掃法（廃棄物処理法）だけを考えているわけではない。ここでは、商行為の中で、排出事業者が注意すべきポイントを挙げる。

①廃棄物処理法と所有権の関係：廃棄物の処理、委託契約で所有権はどうなるか。3つのケースが考えられる。

②排出事業者が最後まで所有権を留保するケース。商標やロゴマーク、企業機密が含まれる廃棄物。（パチンコ台の処理はどうなるか。）

③処理業者に所有権が移るケース。リサイクルに適した廃棄物。

④両者が所有権放棄を望むもの。無主物、たくさんあるが、リサイクルされれば処理業者に所有権があるのではないか。

⑤どこまでサービスが認められるか：売買契約に基づく、下取り、部品交換、修理による廃棄物は、産業廃棄物の収集・運搬業の許可はいらなくなっている。清掃作業に伴って出るごみは、清掃業者が排出事業者には、なれないことになっている。

⑥業者紹介や決済業務を委託できるか：再委託禁止、委託基準による判断となるが、一般的商行為の紹介や決済は許されると考える。

⑦リサイクルと知的所有権：特許権は販売された時点で切れ、販売、使用、修理は、特許の効力はないが、レンズ付きフィルム、インクカートリッジ等問題が残る。

以上（文責：山田 利春）